

阿見町立阿見第二小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月3日

1 いじめについて

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条）

いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「茨城県いじめの根絶を目指す条例」第2条）

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。

本校では、以下のようないじめへの基本的な認識のもと、いじめの防止等に取り組むこととする。

- ①いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ②いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものであり、全ての児童生徒に関係する問題である。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、いじめる側といじめられる側が入れ替わることもあり得る。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ⑥いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

<共通理解項目>

- ①いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために(未然防止)

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

◆未然防止の学校としての取組

- ①いじめ問題に取り組むための組織(平常時)→別紙1参照
別紙1にある組織を有効に活用し、教職員は組織でいじめの未然防止に取り組む。
- ②児童のよさを伸ばす教師のかかわり 等
教職員は生活の中、学習の中などあらゆる場面において児童のよさを見つけ、伸ばすことに努める。
- ③学年・学級経営の充実 等
担任は学年・学級経営の上であらゆる場面の中で児童のよさを見つけ、伸ばすようにする。
また、児童同士がお互いのよさを見つけ、認め合う場面を設け、よりよい人間関係の構築に努める。
- ④授業における生徒指導 等
教職員は受容的な授業を行い、児童の考えを尊重し、伸ばすようにする。また、協働的な学習によって、児童同士が交流し合う場面を設け、助け合いながら学び合う体制づくりを進める。
- ⑤児童会活動の充実 等
中央委員会を中心にあいさつ運動を展開する。よりよい人間関係を築くために縦割り班活動を充実させていく。委員会活動を中心にいじめ撲滅のために取り組んでいく。
- ⑥道徳教育の充実
道徳科では、いじめに関する題材を扱うなど人権教育を充実させる。また、「考え、議論する」道徳の授業を実践し、児童の道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養う。
- ⑦学校行事や体験活動の充実 等
学校行事を行うにあたっては、人権に配慮した計画を立て、行事をとおして児童同士が楽しく、尊重し合う態度の育成に努める。また、体験活動では、児童がよりSGEやライフスキルなど、よりよい人間関係を築くための活動を取り入れる。

(2) いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために(早期発見)

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、すべての大人が連携し、児童の小さな変化に気づく目と力を高める必要がある。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知する。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

◆未然防止・早期発見のための学校としての取組

- ①教師と児童の信頼関係の確立
教師はふだんから受容的雰囲気をつくり、いつでも児童の話が聞けるようにする。
また、常に児童のよいところを見つけ、伸ばすことを考え、児童との信頼関係を深める。
さらに、管理職や養護教諭等も積極的に教室に入り児童と交流する。
中間休み及び昼休みに、管理職・教務主任による校舎内外の巡視を実施する。
- ②校内いじめ防止推進委員会でのチームでの対応
いじめ発見時には、他の業務に優先して対応し、生徒指導主事又は管理職に報告連絡する。
大したことはないなどと一教員が自分で判断したり、隠したりしない。
該当児童の聴き取りは、一人ずつ複数教員で実施する。
- ③チーム指導の導入
TTや交換授業、担任外教員による授業等のチーム指導を導入する。また、縦割り班活動や縦割り班清掃を充実させ、複数の教職員の目で児童を見守り、児童一人一人の日常の小さな変化に対応できるようにする。また、児童も多様な大人との関係性を通して、人生においてより豊かな人間関係を築いていくことができるようにする。
- ④定期的なケース会議の実施
必要に応じてケース会議を実施し、児童一人一人の不安や悩み、困りごとに対して、継続してチームで支援できるようにする。全教職員、SC、SSWと情報を共有し、児童の問題に対してアセスメントをした上で、どのような支援ができるか、効果的に関係機関との連携を図る等のプランニングを行い、チームで支援できるようにする。
- ⑤スクリーニング会議の実施
週1回の終会時に全教職員で「スクリーニング会議」を実施し、気になる児童の情報を交換・共通理解し、全教職員で支援に当たる。
- ⑥いじめアンケートの実施
いじめに関するアンケートを2ヶ月に1回実施し、いじめの早期発見に努める。
- ⑦教育相談の充実
担任は、定期的にかつ日常的に児童と教育相談を行う。併せて生徒指導主事は、専門スタッフ(SC・SSW)と情報を共有し、積極的に専門スタッフと児童との教育相談をコーディネートする。
- ⑧いじめ防止を目的とした道徳授業の実施といじめゼロ人権標語の募集

人権週間(12月4日～10日)に、いじめ防止を目的とした道徳授業の実施といじめゼロ人権標語の募集をする。

⑨「いじめ防止」への保護者への啓発

ホームページ・学校だより等を通して、阿見第二小学校いじめ基本方針を示し、保護者や地域の方への啓発を図り、協力を求める。

⑩関係諸機関との連携

児童と保護者に、阿見町教育相談センター・いじめ体罰解消サポートセンター等の相談窓口を日常的に紹介し、いつでも活用できるようにする。

⑪家庭及び地域との連携

日常的に所轄警察(交番)及び教育相談センターと連携を図る。

⑫いじめ防止に係る研修の充実

いじめ防止対策推進法や本校いじめ防止基本方針、事例を基にした研修し、いじめの未然防止と早期発見に努める。併せて、いじめ発見時のチームとしての対応行動をシミュレーションする。

⑬インターネットを通して行われるいじめに対する対策

情報モラルの授業を行い、インターネットの正しい活用の仕方を学ぶ。スマートフォンやSNSで起こるいじめの事例を取り上げ、インターネットによるいじめを防止する。

⑭新型コロナウイルス感染症に関する知識を基に、発達段階に応じた適切な指導を行い、「咳をしている」、「医師の指示等により出席を控える」などに対する児童への偏見や差別が生じないようにする。

(3) いじめを認知した場合の適切な対応(早期対応)

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

◆早期対応のための学校としての取組

①いじめ問題に取り組むための組織(いじめ発生時)→別紙1参照

いじめ発生時には状況を迅速に把握し、教育委員会に報告するとともに、その指示のもと、迅速に対応する。

②いじめへの対応

ア いじめが発生した旨を、阿見町教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

→別紙1参照 いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめの周辺にいる児童や教職員の心のケアに配慮する。特に、いじめを受けた児童には非はないこと、徹底して守る姿勢を示す。スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて教育委員会と相談し活用する。

③重大事態と判断されるいじめへの対応(第28条にもとづいて)

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

→別紙1参照 いじめ発見時の対応組織「重大事件発生時:学校組織で調査する場合」

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめの周辺にいる児童や教職員の心のケアに配慮する。特に、自殺を予防するために、児童の様子を子細に観察し、保護者と密に情報を交換しながら対応する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて町教育委員会と相談し活用する。

※上記(2)(3)については、資料1「早期発見・事案対処のマニュアル」を活用する。

(4) いじめに対する措置(いじめが「解消している」状態の共通理解)

「いじめの防止等のための基本的な方針」H29.3.14より

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する行為が心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解決に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(5) 再発防止を踏まえた取組

①いじめを受けた子への定期的な声かけ、カウンセリング

②いじめをした子の保護者への連絡、助言

③学級指導における人権意識の高揚

4 その他の重要事項

(1)教育活動全体での未然防止・早期発見・早期対応の位置づけは、資料2【学校いじめ防止プログラム】において示す。

(2)取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

・いじめの未然防止に関する取組について

・いじめの早期対応に関する取組について

(3)こども基本法の理念をふまえる。

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

資料1 早期発見・事案対処のマニュアル

【いじめの把握及び報告手順について】

- いじめの把握
 - ① いじめを受けた児童や保護者
 - ② 周囲の児童や保護者
 - ③ 学級担任
 - ④ 養護教諭等学級担任以外の教職員
 - ⑤ 学校生活アンケート調査及び教育相談
 - ⑥ スクールカウンセラー（SC）
 - ⑦ 学校以外の関係機関や地域住民等
- いじめの報告手順
 - ①いじめの把握者 → ②学級担任 → ③生徒指導主事 → ④教頭 → ⑤校長

いじめ防止推進委員会の開催

- 【事実確認及び指導方針等の決定】
- ① 事実関係の把握
 - ② いじめ認知の判断
 - ③ 指導方針や指導方法の決定
 - ④ 対応チームの編成及び役割分担
 - ⑤ 全教職員による共通理解
 - ⑥ SC・SSW や関係機関等との連携の検討

【いじめ推進委員会による対処】

- ① いじめを受けた児童及び保護者への支援
- ② いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- ③ 周囲の児童への指導
- ④ スクールカウンセラーの派遣要請
- ⑤ 関係機関への相談（教育相談センター、土浦児童相談所、牛久警察署等）

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ●組織体制を整え、いじめをやめさせ、安全確保及び再発防止に努め、徹底して守り通す。 ●いじめ解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 ●不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないこと、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ●自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭訪問等により、迅速に事実関係を説明する。 ●今後の指導方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ●保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

【再発防止に向けた取組】

<ul style="list-style-type: none"> ○原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の整理、指導方針の再確認 ・SC、SSW 等外部専門家の活用 ○学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導体制の点検・改善 ・教育相談体制の強化 ・児童理解研修や事例研修等、実践的な校内研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育活動及び指導の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の居場所づくり、絆づくり等、学級経営の充実 ・道徳科の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫 ・わかる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導等、授業改善の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 ・学校評価におけるいじめ問題の取組状況や達成状況の評価 ・児童のPTA活動や地域行事等への積極的な参加による豊かな心の育成
--	---	---

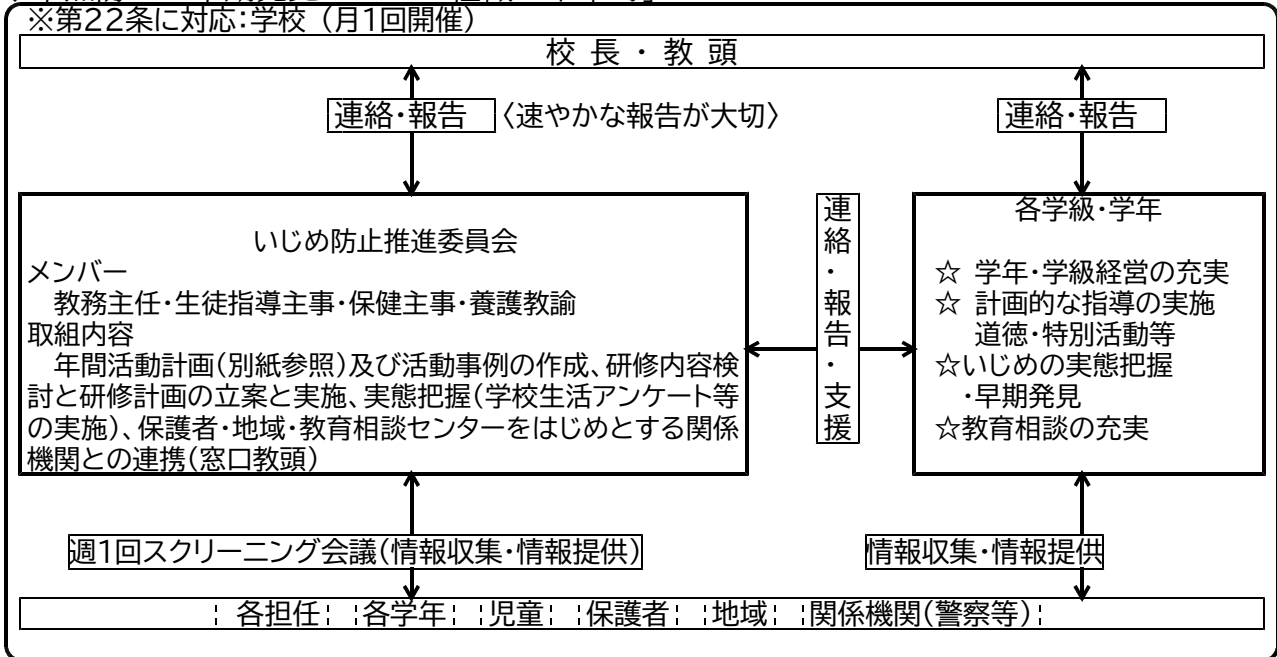
資料2【学校いじめ防止プログラム】

	未然防止			早期発見・早期対応	保護者・地域との連携
	学校行事	特別活動	職員研修		
4	新任式 1学期始業式 1年生を迎える会		学校教育目標の確 認と共有	いじめ防止推進委員会 スクリーニング会議	学校だより 授業参観
5	交通安全教室 阿見中学校区合同 引き渡し訓練 3,4年遠足	にこにこタイム (縦割り班活動)	いじめ防止に関す る研修	いじめアンケート いじめ防止推進委員会 スクリーニング会議	学校だより
6	1,2年遠足 5,6年宿泊学習	にこにこタイム (縦割り班活動)		いじめ防止推進委員会 スクリーニング会議	学校だより 学校運営協議会①
7		にこにこタイム (縦割り班活動)		いじめアンケート いじめ防止推進委員会 スクリーニング会議	学校だより 個人面談
8	夏季休業				
9		にこにこタイム (縦割り班活動)		いじめ防止推進委員会 スクリーニング会議	学校だより 学期末PTA授業参観 学校評価アンケート①
10	2学期始業式 二小っ子スポーツ 大会	にこにこタイム (縦割り班活動)		いじめアンケート いじめ防止推進委員会 スクリーニング会議	学校だより 学校運営協議会②
11		にこにこタイム (縦割り班活動)		いじめ防止推進委員会 スクリーニング会議	学校だより 希望面談
12	持久走記録会 人権集会	にこにこタイム (縦割り班活動)	人権教育研修	いじめアンケート いじめ防止推進委員会 スクリーニング会議	学校だより
1		にこにこタイム (縦割り班活動)		いじめ防止推進委員会 スクリーニング会議	学校だより 学校評価アンケート②
2	新入生保護者説明会	にこにこタイム (縦割り班活動)		いじめアンケート いじめ防止推進委員会 スクリーニング会議	学校だより 学校運営協議会③ 学年末PTA授業参観
3	6年生を送る会 卒業式 修了式		今年度の反省と 次年度の取組	いじめ防止推進委員会 スクリーニング会議	学校だより

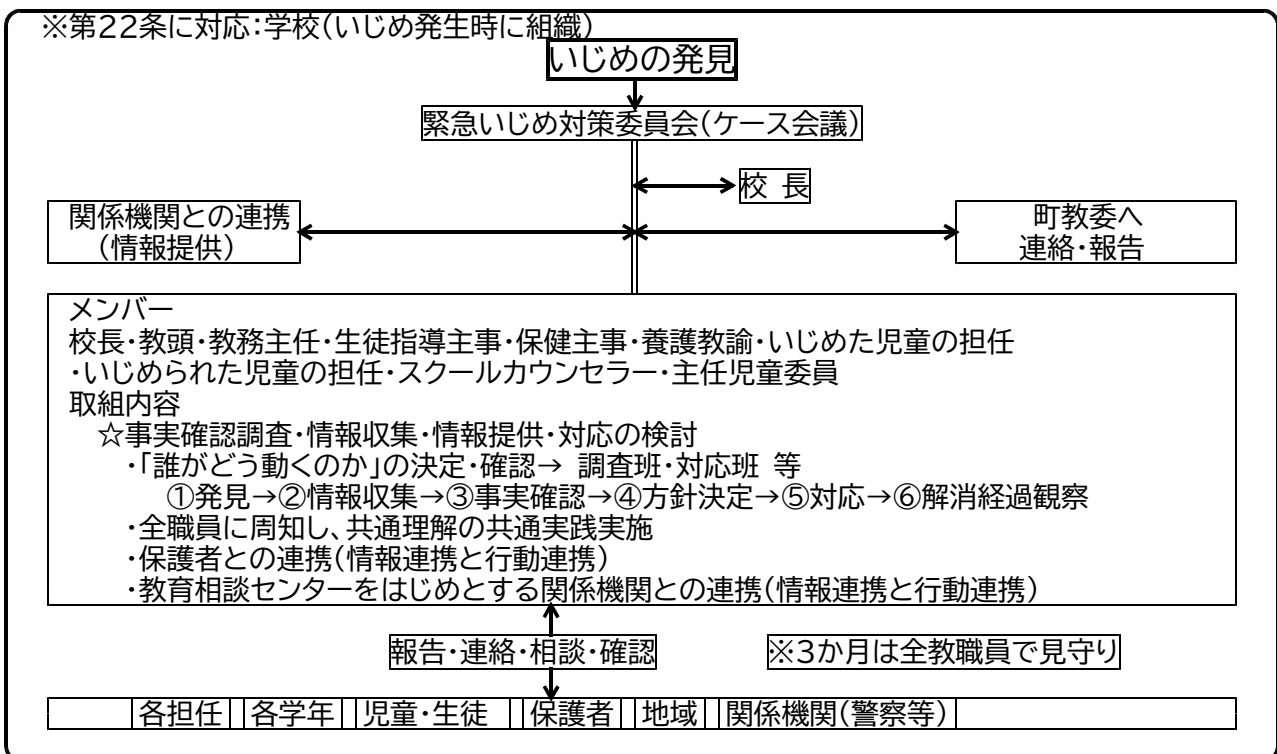
別紙 1

いじめ防止・対応のための組織

◆未然防止・早期発見のための組織「平常時」

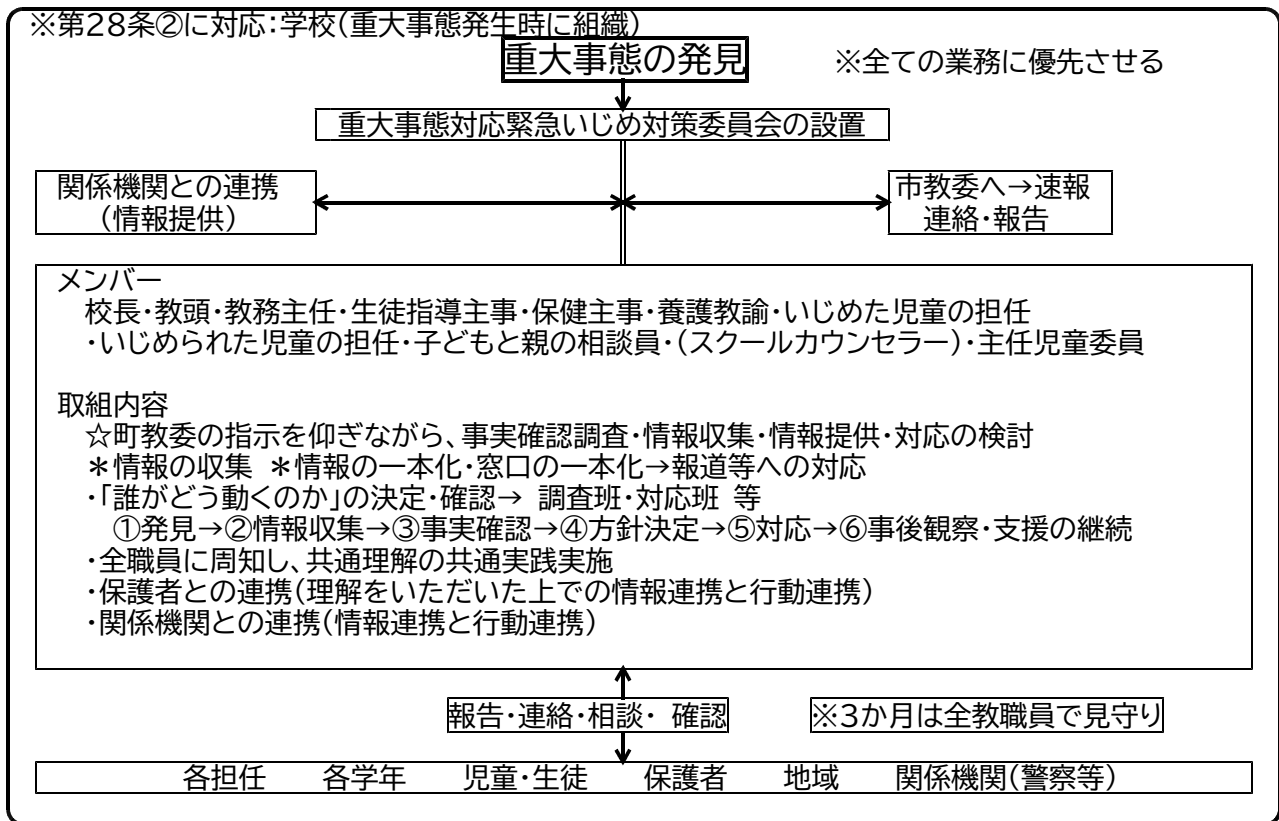


◆いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」



※「いじめ問題対策協議会(上記では「緊急いじめ対策委員会(ケース会議)」としている)」等を組織(第22条:平常時と発生時)し、いじめ防止のための年間指導計画等を学校全体で組織する。また、同協議会が保護者や関係諸機関との窓口となり、日頃より協力体制を築いておくことも重要である。

◆いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」



※重大事態が発覚した時点で、「重大事態緊急いじめ対策委員会」を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消させる。

◆ 学校以外のいじめの相談・通報窓口

- ・阿見町教育委員会学校教育課 TEL :029-888-0220
- ・阿見町教育相談センター
 方法：電話や来所、家庭訪問等による相談活動
 住所：029-888-1225
 TEL : (電話9:00~17:00 相談受付9:00~16:30)
- ・茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター(県南地区)
 方法：電話、Eメール、ホームページへの書き込み、面接
 TEL :029-823-6770
 Eメール:kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp
<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/kennanijimekaisho/index.html>
 電話・面接 火・木・金 9:00~18:30 月・水 9:00~16:30
 Eメール、ホームページへの書き込みは24時間